

平成31年(2019年)3月7日

総務委員会資料

経営室経営担当

(第11号議案)

中野区副区長定数条例新旧対照表

改正案	現行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副区長の定数は、<u>2人</u>とする。</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副区長の定数は、<u>3人</u>とする。</p> <p>附 則 （略）</p>